

令和元年 9 月 17 日

株式会社北陸銀行

代表取締役 庵 栄伸 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府 2 丁目 189 番

TEL : 076-240-1012 FAX : 076-259-5963

[連絡先] 北都法律事務所

弁護士 中 聖子

〒920-0912 金沢市大手町 15-15

金沢第 2 ビル 6 階

TEL : 076-224-1001 FAX : 076-224-1002

申 入 書

当法人は、平成 29 年 5 月 15 日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第 13 条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後 1 か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

当法人は、貴社のカードローンの「ほくぎんフリーローン保証委託約款」第5条1項7号の求償権の事前行使条項を検討した結果、当該条項は消費者契約法第10条に反し無効であると考えます。

そのため、貴社に対し速やかに当該条項を削除するように求めます。

第2 申入れの理由

1 「ほくぎんフリーローン保証委託約款」第5条1項7号の内容

貴社のカードローン「ほくぎんフリーローン」は、「保証委託約款」という約款にて、以下のとおり、求償権の事前行使を定めております。

第5条（求償権の事前行使）

1項 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第3条の保証履行前といえども保証会社からの通知催告等がなくても、借主は、予めそのとき現在の貸主に対する債務相当額、および保証会社へ支払う日までの未払利息、遅延損害金相当額の求償債務を負い、直ちに保証会社へ弁済するものとします。

- ① 原契約について弁済期限が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。
- ② 保証会社との契約の条項および貸主との約定に違反し、または貸主に対する債務を履行しなかった場合。
- ③ 支払いの停止、破産手続開始、民事再生手続開始の申立または調停（特定調停を含む）の申立、その他これらに類する手続きがなされたとき。
- ④ 保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立を受けたとき。
- ⑤ 振出、もしくは引受した手形または小切手を不渡りとしたとき。

- ⑥ 第6条の届出を怠るなど、借主の責に帰すべき事由によって、貸主および保証会社に所在が不明となったとき。
- ⑦ 刑事上の訴追を受け、成年被後見人、または被保佐人の審判を受けたとき。
- ⑧ その他、保証会社において求償権保全のため必要と認める事実が発生したとき。

そして、当法人が削除を求める第7号は、成年後見等の開始の審判があった場合には、それだけで、債務者は保証会社からの通知催告等がなくても、直ちに保証会社へ弁済期限の利益を失い、全額返還する旨を定めております。

2 本件規定の問題点

(1) 消費者契約法上の規定・趣旨

消費者契約法第10条には、「・・・その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定められています。

また、改正消費者契約法（令和元年6月15日施行）では、第8条の3「事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。」を新設しました。成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に鑑み、事業者に対して成年後見等の開始の審判だけを理由とする解除権の行使を禁止し、

もって、事業者に解除権を行使され不利益な状態になることをおそれて成年後見の申立を諦める高齢者等が生じないようにするためです。

(2) 本条項の問題性

事前求償権について定めた民法第460条には成年後見等の開始の審判を受けたことは事前求償権行使可能事由として定められておりません。ところが、本件条項は、成年後見または保佐開始の審判があった場合には、保証会社からの通知等がなくとも保証会社は事前求償権行使が可能となり、債務者は直ちに保証会社に一括弁済する義務を負うという条項です。民法よりも消費者の権利を制限している本件条項は消費者契約法第10条前段に該当します。

また、消費者である債務者側の立場に立つと、貴社に解除権が付与されている場合（消費者契約法第8条の3が無効とする場合）では貴社に対して弁済義務を負い、本件条項では保証会社に対して弁済義務を負う点で異なりますが、いずれにしても、成年後見等開始の審判を受けると期限の利益を喪失して直ちに一括弁済する義務を負うという経済的負担が生じる点では同じです。本件条項が適用されることをおそれて、高齢者等が必要な成年後見の申立を諦めざるを得なくなる事態が想定されます。

成年後見または保佐の開始の審判を受けたことのみで期限の利益を失わせ、直ちに債務の履行を求めることを可能とする本件条項は、改正消費者契約法第8条の3の趣旨に反するものであり、それゆえに信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定というべきであり、消費者契約法第10条後段に該当します。

3 結語

以上のとおり、当法人は貴社に対し、本件条項の利用を速やかに停止し

削除することを求める旨、申入れ致します。

以 上